

県有地の貸付による県内需要地への太陽光発電電力供給事業

企画提案募集要綱（案）

1 事業の趣旨

県では、令和5年3月に策定した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」において、比較的導入までのリードタイムが短い太陽光発電の導入を中心に再エネの導入に取り組むこととしており、そのために短期的には、住宅や事業所への自家消費型や第三者所有方式による太陽光発電の導入などを支援してきました。

現在、耕作放棄地など未利用地を活用した太陽光発電施設の設置が進んでいますが、その多くはバーチャルPPA等、県外需要地での消費を目的としたものと推察され、「県内で生み出された環境価値の県外流出」が課題であると認識しています。

世界的な脱炭素の流れを踏まえ、今後は、県内企業においても、これまで以上に再生可能エネルギーの導入ニーズは高まるものと考えられ、太陽光発電の適地となり得る未利用地を県内需要家へ優先的に提供できるようマッチング等を図る必要があることから、これを具体化する手法として、県有未利用地を発電事業者へ貸付け、発電された電力を県内において需要家が事業活動に用いるために供給することで、県内需要家による再エネ電力の活用を促進する事業を実施します。

2 事業概要

(1) 事業名

県有地の貸付による県内需要地への太陽光発電電力供給事業

(2) 事業内容

県有地貸付により太陽光発電設備を設置し、発電した電力をオフサイトPPA方式や自己託送方式により、原則として、発電電力を全量、県内において、需要家が事業活動に用いるために供給する太陽光発電事業（以下「本事業」という。）実施のための企画、設計、建設及び管理運営等とします。

(3) 事業場所

名称：〇〇

住所：〇〇

（事業場所に関する補足）

- ・現在、県内に所在する県有地のうち、整地の状況（大規模な整地が不要と考えられる土地）、日照の状況（周辺に遮蔽物が少ない）、土地利用の意向など、太陽光発電の実施に好ましいと考えられる土地を絞り込んでいます（1～2ha程度の広さを有する2箇所程度を予定）。
- ・公募の際は、名称、住所の他、面積、地目、過去の土地利用状況、系統連系事前相談の結果、関係法令の整理状況、「事業実施に対する懸念点」等をまとめた事業場所諸元を提示します。

(4) 事業期間

発電事業の実施に係る土地賃貸借契約締結を20年程度とし、別途、設置工事に係る賃貸借契約、設備の撤去に係る土地賃貸借契約を締結します。なお、事業期間を20年以上とする事業者の提案も可能としますが、県との協議により土地賃貸借契約の内容を決定することとし、必ずしも事業者の提案が採用されるものではありません。

(5) 担当部署

宮城県環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班

Email:kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

TEL : 022-211-2664

3 応募条件

(1) 基本要件

応募者は、次の要件全部を満たし、本事業において、発電施設を設置・所有する者としてします。

ア 本事業を行うための企画、資金調達、設計、建設及び管理運営等を行う主体が想定されていること。

イ 設置場所において太陽光発電事業を実施することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び運営能力を有していること。

ウ 日本国内において、第三者所有方式や自己託送方式により、太陽光発電設備を設置・運用した実績を複数有していること。

エ 日本国内に本社を有すること。

(2) 欠格要件（応募者以外の関係者にも適用。）

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 宮城県の建設工事等又は物品調達等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者

ウ 法人税、宮城県の県税の滞納者

エ 次の申立てがなされている者

①破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

②会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て

③民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て

オ 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者。また、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に該当する者（※）

※ 協定締結に係る協議の際、企画提案者がオの要件に該当するかどうかを確認するため、役員等の氏名、住所等を記載した「役員等名簿」及び「誓約書」を提出いただき、県から県警察本部に照会します。

なお、様式については、対象となる企画提案者に別途送付します。

(3) その他

本事業における事業場所から県内の複数の需要地へ供給する提案も可能です。

例：第三者所有方式により複数の需要家へ供給する場合

提案) 事業場所A・電気小売事業者B・需要家C及びD

4 スケジュール

本募集における公募開始から契約締結までの日程は次のとおり想定しています。

なお、関係者への説明の進捗等によって、スケジュールが変更となる場合があります。

名称	日程 【公募開始からのおおむねの期間】
公募開始	3月下旬
質問の受付期間	3月下旬～4月上旬（水）【2週間】
現地見学会の申込受付期間	4月上旬 【1.5週間】
現地見学会	4月上旬 【2週間】
回答の公表	4月中旬 【3週間】
企画提案書の提出受付期間	5月中旬 【8週間】
提案のプレゼンテーション	6月上旬 【10週間】
審査結果の通知および 結果の公表	6月中旬 【12週間】
協議および協定締結	8月中旬ころ
契約締結日	協定締結から半年～1年程度

5 質問および回答

募集の内容に質問がある場合は、次のとおり質問票（様式第〇号）を提出してください。電話や口頭等の指定方法以外での質問、本事業に直接関係しない質問、他の応募者に関する質問、受付期限を過ぎてからの質問等は受け付けません。

(1) 質問の受付期限

令和7年4月上旬

(2) 提出方法

電子申請システム（Lo Go フォーム）にアップロード願います。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年4月中旬までに県ホームページに掲載します。

6 現地見学会の実施

(1) 開催日時・集合場所

申込者に別途連絡します。

(2) その他

現地見学会への参加を希望する事業者は、現地見学申込書（様式第〇号）を令和7年4月上旬までに以下の申込先に電子メールで送付してください。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

別紙仕様書を参照のうえ、次に示す内容について、図表等を用いて提案内容の考え方を分かりやすくかつ具体的に示してください。

なお、書類の作成にあたっては、提案時点で想定する内容で構いません。

ア 企画提案書提出書（様式第〇号）

イ 応募者（様式第〇号）

- ・ 基本情報（所在地、事業内容、年間売上額、主な取引先等）
- ・ 太陽光発電事業の実施実績（本事業に類似する事例等）

ウ 事業実施計画（様式第〇号）

- ・ 事業実施体制（発電事業者、電力小売事業者等）
- ・ 需要家

想定する需要家の業種、需要規模等について記載してください。

なお、提案時点で具体的な需要家が想定される場合、業種、業務内容、想定需要地、電力需要量、再エネ電力の活用ニーズ等について記載してください。

- ・ 発電事業の概要（想定設備容量及び年間発電量、供給方式（自営線・自己託送・第三者所有方式等））など
- ・ 発電事業の収支計画
- ・ 事業実施スケジュール（事前準備から事業終了まで）
- ・ 土地の貸付金額（提案額）

エ 設備導入・運営計画（様式第〇号）

- ・ 導入設備の仕様
- ・ システム基本設計図・設備配置図
- ・ 関係法令への対応方針（様式第〇号）
- ・ 施設の維持管理計画・緊急時の対応

※維持管理計画については、太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年宮城県条例第39号）や関係法令の基準に準拠し作成してください。

- ・ 「事業実施に関する懸念」への対応
- ・ 事業実施中のリスク対応

オ 独自提案（様式第〇号）

※「地域の課題」を踏まえ、地域共生型事業の実施に資する提案があれば記載して下さい。

（2）添付書類

ア 法人登記事項証明書（3か月以内のもの）

イ 貸借対照表（直近3期比較）

ウ 損益計算書（直近3期比較）

エ 納税証明書（法人税に未納がないことの証明書）

オ 納税証明書（宮城県の県税に未納がないことの証明書）

（3）提出方法

ア 提出期限

令和7年5月中旬

イ 提出方法

次に示す提出先への持参、郵送又はメール送付とする。

(提出先)

宮城県環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県庁13階)

ウ 提出書類

- ・企画提案提出書(様式第〇号)
- ・関係書類(様式第〇～〇号)
- ・添付書類

(4) 作成にあたっての留意事項

- ・言語は日本語とし、文書の補完のための写真、イラスト等を用いることができます。
- ・提出期限後の提案書の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めません。

8 審査及び審査基準

(1) 審査方法

企画提案書に関する審査は、県が設置する「県有地の貸付による県内需要地への太陽光発電電力供給事業選定委員会」において実施します。

提案が5件を超える場合は書面審査により5件を選定したのち、プレゼンテーション方式による審査を実施し、最優秀企画提案者及び次点企画提案者を決定します。

(2) プレゼンテーション審査

ア 実施日

県が別途指定する日時により、提案者毎に個別で実施する。

イ 実施方法

- ・出席者は4名以内とし、1提案者あたりの提案時間は20分以内とする。
- ・提出した企画提案書や補足資料等を用いて行う。

(3) 審査項目

審査項目及び審査基準は次頁のとおりとする

大項目	小項目	審査の基準	配点
事業者	経営能力	事業実施に必要な経営力、体制、実績(特に県内での設置事例)を有しているか。	10
事業実施計画	実施計画	事業計画(事業の概要・実施体制・収支計画・スケジュール)が具体的かつ実施可能なものか。	10
	需要家	想定する需要家の業種、需要規模等が本事業の目的に合致しているか(再エネ電力ニーズ・企業競争力強化等)。	30
法令順守・地域共生	設備導入・運営計画	・設置計画が具体的かつ実施可能なものか。 ・維持管理計画や緊急対応が具体的かつ実施可能なものか ・関係法令への適合状況、対応について明確となっているか。	25
	地域配慮	「事業実施の懸念点」へ具体的に対策を講じているか	10
	自由提案	(自由提案がある場合)地域共生の効果を高める取組となっているか	5

貸付額	貸付額	下記式にて算出 点数 = ((提案額 - 最低貸付額) / (150 円 - 最低貸付額)) × 10 ※ (提案額 - 最低貸付額) / (150 円 - 最低貸付額) が 1 を超えた場合は 1 とする	10
			合計 100

(4) 審査結果の通知

審査結果の通知は、全ての応募者へ書面により通知するほか、最優秀企画提案者及び次点企画提案者については、県のホームページにて公表します。

9 契約締結

(1) 基本協定の締結

候補者となった事業者は、県が指定する期限までに企画提案書の内容について協議を行った後、事業実施に関する基本協定を締結し、事業予定者として決定されます。

なお、協議の結果、事業実施不可能の判断に至り、最優秀企画提案者から辞退の申出があった場合には、次点企画提案者と協定締結に向けた協議を行うものとします。

(2) 土地賃貸借契約

事業予定者は県と協議を行い、工事着手1ヶ月前までに土地賃貸借契約を締結します。

10 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 提出書類の提出期限を過ぎてから提出した場合

イ 本要綱及び仕様書に定める作成様式・条件に著しく適合しない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載や改ざんがあった場合

エ 応募要件を有していないことが判明した場合

オ その他、公平な競争の妨げになる行為・事実があったと県が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて応募者の負担とします。

(3) 提出された提案書は、提案の選定以外に提案者に無断で使用しません。

(4) 提出された企画提案書等はいかなる場合でも返却しません。

(5) 他の提案者の提案内容や評価結果など、審査については他者に開示しません。

(6) 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(自由様式)を提出してください。なお、取下願の提出後の企画提案書の再提出は認めません。

(7) 本事業の事業内容や事業成果を県の広報・PR等に利用・公表することがあります。

(8) 事業実施に伴い必要となる関係法令の手続きは事業者が行ってください。

(9) 本提案が採択されることで電力会社との系統連系を県が保証するものではありません。